

- 1 日 時 平成26年7月1日(火) 18:30~21:00
- 2 場 所 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟3階第1・2研修室
- 3 出席者 (委員) 津富委員(会長)、浅井委員、岩崎委員、上田委員、馬居委員、大川委員、太田嶋委員、大橋委員、京井委員、杉山委員、田中委員、月川委員、富樫委員、内藤委員、長谷川委員、宮下委員、山岸委員
(事務局) 池谷子ども未来局長、平松子ども未来部長、高松子ども未来部理事、深澤参与兼子ども未来課長、望月参与兼青少年育成課長、一木参与兼保育課長、伊藤参与兼子ども家庭課長、田形参与兼障害者福祉課長、牧野健康づくり推進課長、森下参与兼教育総務課長、河本学校教育課長 ほか
- 4 傍聴者 14人
- 5 議題等 ・議題
 - (1) 教育・保育における利用者負担と保育の必要性の基準等について
 - (2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について
 - ① 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案(仮称)」について
 - ② 児童クラブに係る量の見込み等について
 - (3) 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みについて
 - (4) 子ども・子育て支援事業計画案(現状と課題)について
 - (5) 新制度に係る市民への周知・広報の取組について
 - (6) 静岡市第3次総合計画分野別方向性について

6 会議内容

【議題】

(1) 教育・保育における利用者負担と保育の必要性の基準等について

●事務局 資料1、資料2-1~4、資料3-1~2を用いて説明

○長谷川委員【意見・要望】

◇現在、保育所の保育料は市基準として独自の軽減がされている。新制度において、1号認定を受ける子どもにも、市独自の軽減措置を設けて欲しい。

○浅井委員【意見・要望】

◇現在、保育所の保育料の年齢区分は、3歳児未満・3歳児・4歳児以上となっている。これが新制度において、3歳児未満と3歳児以上という区分になるのは保護者にとっても分かりやすく良いと考えるが、変更により不利益を受ける保護者が出ないように配慮して欲しい。

○山岸委員【意見】

◇現在、保育所の保育料は預ける時間によらず同じだが、新制度において、保育標準時間・保育短時間で料金が異なる。この場合の子どもの対応はどうなるのか心配である。

○太田嶋委員【意見】

◇新制度において、保育標準時間・保育短時間で料金が異なることによって、保護者の勤務時間によっては保育短時間を選択することになるであろうと考えられる。子どもによって登園時間はさまざまであり、職員の勤務体制をどうするか難しくなるのではないか。

○浅井委員【意見】

◇新制度において、保育短時間の園児が時間を超過した場合、延長保育になると聞いている。その場合、園児の登園・退園時間を把握しなければならず、事務が煩雑になるのではないか。

→子ども未来課

保育短時間について、保育時間は、園児に個別に定めるものではなく園ごとに定めるものであり、その前後の時間が延長保育となる。

○宮下委員【意見・要望】

◇認定こども園の料金が、公立・私立統一したものとなるのは有り難い。ただ、私立幼稚園では、認定こども園となることにより保護者の負担増となる園は、国が補助をするという話がある。ならば、公立幼稚園に在園している子どもについて、全員が負担増に感じられるということであれば、入園時の保育料との差額を1年でも2年でも市で補助してはどうか。

○馬居委員【質問・意見・要望】

◇1号認定の子どもと2号認定の子どもでは、預かり時間が1：2になるが、料金も預かり時間に応じて1：2になるのか。

また、同じ施設のなかで、1号認定、2号認定、3号認定の子どもがいることになる。料金体系についてどう説明するのか。保護者の立場に立って、理解しやすい合理的な説明が必要である。

→子ども未来課

保育短時間認定を受けた子どもは、運営コストの違いを反映し、保育標準時間を受けた子どもの▲1.7%を基本とするが、1号認定の子どもの保育料が、2号・3号認定の子どもの半額になるというわけではない。

1号認定と、2号認定を受けた子どもの利用者負担額のバランスを考慮する必要がある。ただ、時間が半分なら運営コストも半分というものではない。保護者への丁寧な説明が必要と考える。

○長谷川委員【意見・要望】

◇資料2-1と資料2-3（国の基準）を比べると、市町村民税非課税世帯において、保育認定を受けた子ども（3歳以上）の利用者負担が、教育標準時間を受けた子どもの利用者負担より安くなっている。しっかり整合性を持って調整して欲しい。

○杉山委員【質問・意見・要望】

◇資料1の3. 教育標準時間(1号給付)を受けた子どもの利用者負担額について、「施設・事業の種類を問わず、同一の利用者負担水準とする」とはどういうことか。

また、教育・保育の質と利用者負担額との整合性も必要であるとする。

→子ども未来課

1号認定を受けた場合、幼稚園に通う子どもと認定こども園に通う子どもがいるが、同一の利用者負担水準とするということ。

○大川委員【意見・要望】

◇認定こども園の1号認定について、料金が、公立・私立統一したものとなるのは賛成。ただ、来年度公立幼稚園入園しようと考えていた保護者にとっては、入園手続きの段階で初めて負担額を知り、経済負担が重いことに戸惑うことにはならないか。

○宮下委員【意見・要望】

◇経済的な援助について、現在は公立・私立で補助額が異なるが就園奨励費という補助制度があり、認定こども園となつてからは課税状況に応じた負担となる。保護者にとっては、今までのように公立・私立にとらわれず選択できるということではないか。

○馬居委員【質問・意見・要望】

◇認定こども園の利用者負担は、収入に応じたものであり、収入が少なれば負担も少ないということでしょうか。

→子ども未来課

新制度において、公立・私立の格差をなくすことの前提として、所得に応じた応能負担という考え方がある。今まで公立が安かったことの理由の一つに、低所得者対策があったと思うが、今後は応能負担という考え方のもと公立・私立ともに、保護者の負担額は所得に応じて0円から、段階的に上がっていく制度になる。

○馬居委員【質問・意見・要望】

◇特色ある独自の教育を受けさせたいと希望する保護者は、私立幼稚園を選ぶことになるということか。

また、新制度において、在住の区域にとらわれず施設を選択することは可能か。

→子ども未来課

現行の私立幼稚園について、新制度には入らず、現行のまま私学助成を受け、利用者負担についても独自に定めることができる。保護者がその特色ある教育に魅力を感じ、私立幼稚園を選択することが可能。

新制度に入る現行の私立幼稚園においても、独自に高い教育を行うということで実費徴収や上乗せ徴収が可能。

1号認定、2号認定、3号認定いずれにおいても、在住する区域にとらわれず施設を希望することが可能。市内を14区域に分け需給を調整しているが、保護者が施設を選択する際には、現行通り在住区域による制約はない。

○上田委員【質問・意見】

◇保護者が施設を選択する際、10月に初めて利用者負担額等の情報を知るのでは、期間が短く納得のいく選択ができないのではないか。

→子ども未来課

10月から受付を開始するため、遅くとも8月には仮の価格を提示し、広く周知を図る予定。

○岩崎委員【質問・意見・要望】

◇利用者負担について、収入の増減にどう対応していくのか。

→子ども未来課

年度ごとに、前年度の所得の水準に応じた負担となる。

現行の保育園においては、年度の途中で収入が激変した場合、階層変更という措置を取っている。新制度における見通しは不透明ではあるが、同様の検討がなされるのではないか。

○京井委員【質問・意見】

◇保護者に対する周知の期間が短いため、判断に困った保護者が、保育コーディネーター等のもとへ9月以降殺到するのではないか。

また、直接通知を行う未就園児とは、どの歳児のことを指すのか。

→子ども未来課

在園児・未就園児の保護者に対しては、個別に利用料、入園手続き、各園の動向等について夏頃に直接通知等でお知らせする予定。未就園児について、具体的に何歳児に通知を送るのかについては今後検討したい。

現在、保育コーディネーター(各区役所保育児童課)、子ども未来サポーター(各区1か所の子育て支援センター)が各区に1名ずついて対応している。

例えば、子育て支援センターにおいては、子ども未来サポーターのみが利用者支援に係るということではなく、支援センター全体で対応していく。来年度以降、増員について検討していきたい。

○田中委員【質問・意見・要望】

◇認定こども園では、親の就労にかかわらず預けることができるとあるが、育児ストレスは保護者の疾病にあたるのか。

保護者は、認定こども園だけでなく、私立幼稚園を含めた幅広い情報を求めている。行政からは、偏りのない幅広い情報を提供して欲しい。

→子ども未来課

保護者の疾病については、基本的には現行と変わらない。現行の制度では、診断書の提出を受け個別の判定を行い、審査会等を開いて状況に応じて対応している。

認定こども園において、2号・3号認定については、保育に欠ける事由が必要となるが、1号認定については、保育に欠ける事由は不要。

私立幼稚園についても、情報を収集し提供していきたい。

○宮下委員【意見・要望】

◇私立幼稚園としても、短い期間の中で、認定こども園に移行する場合どう変わるのかということ、保護者に適切に伝えていかないといけないと考える。

○太田嶋委員【質問・意見・要望】

◇保護者が選ぶ基準として、保育・教育の内容、利用者負担額、自分の家庭に合うかどうかの3点があげられるだろう。教育・保育の内容については、それぞれの施設が自ら丁寧に保護者に説明する努力が必要である。行政が行うべき説明は、保育料の体系、認定こども園・幼稚園どのタイプの施設がその家庭に適しているかということ。個別の施設の教育・保育の内容の説明までを行政に求めてしまうと、詳しく説明するがゆえに分かりにくい、誤解を招くことが生じるのではないか。

○馬居委員【質問・意見】

◇「『子ども・子育て支援新制度』がスタートします。」というパンフレットにおいて、保育園は「保育する施設」と説明されているが、保育所では教育は行わないという誤解を生まないか。

また、幼稚園、保育所の教育と認定こども園の教育はどこが違うのか保護者にわかるような説明が必要ではないか。

→子ども未来課

パンフレットに記載されている保育園における「保育」とは、養護と教育を含めた保育という意味で使用している。わかりやすい周知を心掛けていきたい。

○浅井委員【質問・意見・要望】

◇「『子ども・子育て支援新制度』がスタートします。」というパンフレットについて、今後改良版が配付されることはあるのか。

→子ども未来課

パンフレット配布後は、お便りを発行するという形で対応している。

○津富委員【意見・要望】

◇利用者負担については、経過措置があると良いと考える。

「『子ども・子育て支援新制度』がスタートします。」というパンフレットを読むと、1号と2号は、同じサービスを受けるのに、なぜ利用者負担が異なるのかという疑問がわく。保護者からも同様の質問が出るのでは。保育コーディネーター等現場の方が説明しやすいものを作成して欲しい。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

①「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案（仮称）」について

② 児童クラブに係る量の見込み等について

(3) 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みについて

●事務局 資料4-1~2、資料5-1~2を用いて説明

○上田委員【質問・意見・要望】

◇資料4-2のP4右上に「※この条例の施行の際、現に行われている放課後児童健全育成事業については、平成32年3月31日までの経過措置を設ける。」とあるが、どのような意味か。

→子ども未来課

厚生労働省令では、児童の数について「おおむね40人以下とする」とあるが、地域の実情等から40人を超え70人以下の規模のクラブがある。それらについては、今後5か年で40人規模を目指すことを考えている。

○馬居委員【質問・意見・要望】

◇資料4-3のP2右上にある放課後子ども総合プランにおける「放課後児童クラブ」と、現行の「放課後児童クラブ」は同じものなのか。

放課後子ども教室と一体的な検討は条例では行わないということか。

また、放課後児童クラブを学力の向上の場としてはどうか。その点から考えると、机や静かな空間が必要である。また、対象児童が6年生までと拡大されたことにより、学年による差にも配慮が必要である。

→子ども未来課

放課後子ども総合プランにおける「放課後児童クラブ」と、現行の「放課後児童クラブ」は同じものである。

今回示している条例の骨子案は、最低基準となるもの。放課後子ども教室との連携、一体化については、教育委員会と今後検討していく。

○山岸委員【意見・要望】

◇資料4-2のP3放課後児童クラブの設備について「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートルでなければならない。」とあるが、狭くはないか。市の基準でもっと広くしてはどうか。

○田中委員【意見・要望】

◇放課後児童クラブについて、子どもの意見を聞いてはどうか。また、放課後児童クラブだけに頼るのではなく、地域や家庭で子どもを育てていくという姿勢が必要だと考える。

○大川委員【意見・要望】

◇地域の放課後子ども教室に関わり、異年齢の子ども同士が遊ぶ重要性を感じている。

そこでは、十分な空間が子どもに提供されている。大規模な放課後児童クラブでは、難しいと思うが、子どもを第一に考えた制度にして欲しいと考える。

○富樫委員【意見・要望】

◇資料4-2のP2には、員数について「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。そのうち1人は補助員をもって代えることができる。」という記載があり、P4には、児童の数について「一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。」という記載があるが、2人で40人を見るのは過酷。もう少し児童の数を減ら

すべきではないか。

→子ども未来課

現状最低2人を配置し、35人を超えた場合プラス1人を配置している。条例案の最低基準を上回る配置をしている。施設整備の上で、児童の数を40人以下とすることは難しいが、40人を上回らないという事を今後の方向性として整備を進めていきたい。

○上田委員【質問・意見・要望】

◇資料5-2のP3放課後児童健全育成事業について、現状大きなニーズがあり施設整備等が必要であるということだが、25年度申請児童実績3,606人に比べ、27年度の量の見込が6127人となっている。事実ならば早急な対応が必要なのではないか。

資料5-1のP12病児保育事業、子育て援助活動支援事業、P13子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）でも実績に比べ、量の見込みの人数が相当増加しているが。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、資料5-1のP13では24年度実績が14,599人となっているが、資料5-2のP9では4,317人となっているのはなぜか。

→子ども未来課

資料5-2のP3放課後児童健全育成事業について、27年度の量の見込みが6,127人となっているのは、量の見込みが、ニーズ調査により算出した潜在的な需要を含んだものであること、及び現行3年生までの制度であるが6年生までと対象範囲が拡大されるため。今後実績を踏まえ、数については見直していきたい。

資料5-1のP12病児保育事業、子育て援助活動支援事業、P13子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、量の見込みを受け、今後確保策の中でどの時期にどうやって対応していくかを策定していく。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実績人数について、資料5-2では就学児のみ的人数であるが、資料5-1では、就学児、未就学児併せての人数となっているため。

○京井委員【質問・意見・要望】

◇3年間放課後児童クラブを利用して、指導員と親との、指導員と子どもとの信頼関係が築けているかどうか重要だと感じた。

○月川委員【意見・要望】

◇学校にある放課後児童クラブが自宅から遠く、今後クラブを利用するか祖父母に預けるか悩んでいる。学校以外にも、地域に地域の人たちが見守り育てていく施設があってもいいのではないか。

(4) 子ども・子育て支援事業計画案（現状と課題）について

(5) 新制度に係る市民への周知・広報の取組について

(6) 静岡市第3次総合計画分野別方向性について

※時間の都合上今回審議等できなかったため、改めて意見書にてご意見をいただく。